レイクタウン北自治会規約

制定 平成23年10月2日 改正 平成27年4月19日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、レイクタウン北自治会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民が互いに協力することで生活環境の維持・改善を促進し、福祉 の向上を図り、あわせて地域住民どうしの親睦を深めることを目的とする。

(活動)

- 第3条 本会は、前条の目的を達するため、第4条に定める区域内の主として以下に掲げるような事項について地域的な共同活動を行う。
 - (1) 住民相互の連絡に関すること
 - (2) 生活環境の維持改善整備に関すること
 - (3) 生活の安心安全に関すること
 - (4) 生活文化の向上に関すること
 - (5) 住民相互の親睦に関すること
 - (6) 共同施設の維持、管理に関すること
 - (7) 同一目的を有する他団体との協力に関すること
 - (8) 行政、企業との協力に関すること
 - (9) その他目的を達成するために必要な活動

(区域)

第4条 本会の区域は、埼玉県越谷市レイクタウン二丁目の全域とする。

(改正 平 27.4.19)

(事務所)

第5条 本会の主たる事務所は、会長宅におく。

第2章 会員

(会員となる資格)

第6条 本会の会員となる資格は、第4条に定める区域に住所を有する世帯が有する。

(賛助会員となる資格)

第7条 本会の賛助会員となる資格は、第4条に定める区域に住所を有する事業所又は第4条に定める区域に住所を有さないが特に希望する事業所が有する。

(会費)

- 第8条 会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。
- 2 会費の額は、総会で定める。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会の決議によって会費納入を免除若しく は支払期限を延期することができる。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者であって復権を得ない者
 - (3) その他特段の事由がある者

(会員としての入会)

- 第9条 会員として本会に入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出 しなければならない。
- 2 本会は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(会員の退会)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。
 - (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなったとき
 - (2) 本人から退会の意思が示されたとき
 - (3) 第8条第3項各号に定める事由がないにもかかわらず会費が通算半年に相当する額 について未納となったとき
 - (4) 本会の目的に照らして不当な行為があり、会員の請求により総会によって強制退会が決議されたとき
- 2 前項第1号及び第2号による退会の際は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(賛助会員としての入会)

- 第11条 賛助会員として本会に入会をしようとする事業所は、別に定める入会申込書を 会長に提出しなければならない。
- 2 前項の入会申し込みがあったときは、役員会においてその可否を決定する。

(賛助会員の退会等)

- 第12条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとする。
 - (1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなり、賛助会員の継続について特段の意思表示をしなかったとき
 - (2) 当該事業所から退会の意思が示されたとき
 - (3) 会費が通算半年に相当する額について未納となったとき
 - (4) 本会の目的に照らして不当な行為があり、会員の請求により総会によって強制退会 が議決されたとき
- 2 前項第 1 号及び第 2 号による退会の際は、別に定める退会届を会長に提出しなければ ならない。
- 3 賛助会員が事業を停止したときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種別)

- 第13条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 3人
 - (3) 会計 1人
 - (4) 監事 2人
- 2 前項に掲げるほか、役員として理事を置くことができる。

(役員の選任)

- 第14条 前条第1項に定める役員は、総会において、会員のうちから選任する。
- 2 監事と会長、副会長及び会計は、相互に兼ねることができない。
- 3 理事は、役員会の承認に基づき、会員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第15条 会長は、本会を代表し、本規約及び総会の決議に従って会務を総括する。
- 2 副会長は、会長と協力して会務を運営するとともに、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監事は、他の役員から独立して、次の職務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 必要に応じて、他の役員の業務執行の状況を監査すること

- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること
- 5 理事は、会長、副会長及び会計に協力して会務を運営するとともに、会長以外の役員 に事故があるとき又は会長以外の役員が欠けたときは、役員会の決議に基づきその職務 を代行する。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、選任後次の通常総会までの、おおむね1年とする。ただし、再 任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を 行わなければならない。

(役員の解任)

- 第17条 役員は、次の各号の一に該当するときは解任される。
 - (1) 役員から役員会あてに辞任届が提出されたとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
 - (3) 破産者であって復権を得ないとき
 - (4) 総会で解任が決議されたとき
 - (5) 第13条第1項に定める役員について、職責を果たすのに十分な能力が認められなくなったものと役員会で認められ、かつ緊急を要するために前号の議決のための総会を開催するいとまがなく、連絡協議会において全班長の過半数の同意を得たとき
 - (6) 理事について、役員会で解任が決議されたとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第18条 総会は、本会の最高の議決機関であり、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、すべての会員で構成する。

(総会の権能)

第20条 この規約で別に定めるもののほか、次の事項については総会に付議する事項と する。

- (1) 規約の制定、変更に関する事項
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 第13条第1項に定める役員の選任及び解任に関する事項
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して開催の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事が必要と認めたとき

(総会の招集)

- 第22条 前条第1項、前条第2項第1号及び第2号の規定による総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 前条第2項第3号の規定による総会は、監事が招集する。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、会員のうちから総会毎にその決議により選任する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この規約に特別に定めるもののほかは、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

- 第26条 会員は、総会において各々1箇の表決権を有する。
- 2 賛助会員は、表決権を有さない。

(総会の書面表決等)

第27条 総会に出席できない会員は、書面で、又は他の会員を代理人として表決するこ

とができる。

- 2 会員は、前項の代理人の選任にあたり、役員会の認める特段の事情のある場合は、会員でない者をもってあてることができる。
- 3 前2項の場合において、第24条及び第25条の規定の適用については、その会員は 出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 議長は、総会の議事について、議事録を作成し、又は作成させる。

(専決事項)

- 第29条 総会で決すべき事項のうち軽微な予算の編成及び執行に関することで、緊急を要するため総会を招集するいとまがないときは、役員会で専決することができる。
- 2 前項で議決した事項は、次の総会で承認を得なければ、以後その効力を失う。

第5章 役員会

(役員会の構成)

- 第30条 役員会は、監事を除く役員で構成する。
- 2 前項にかかわらず、監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の権能)

- 第31条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 軽微な財産の取得及び処分に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会は、総会から委任された業務を執行し、総会に対して責任を負う。

(役員会の招集等)

- 第32条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 2 会長は、役員会を構成する役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招 集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に役員会を招集しなけれ ばならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数)

第34条 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(役員会の議決)

第35条 役員会の議事は、この規約に特別に定めるもののほかは、構成する役員のうち 出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の表決権)

- 第36条 役員会を構成する役員は、役員会において各々1箇の表決権を有する。
- 2 監事は、表決権を有さない。

(役員会の書面表決等)

- 第37条 役員会を構成する役員で役員会に出席できない者は、書面で、又は役員会を構成する他の役員を代理人として表決することができる。
- 2 前項の場合において、第34条及び第35条の規定の適用については、その役員は出 席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第38条 議長は、役員会の議事について、議事録を作成し、又は作成させる。

第6章 班

(班の構成)

- 第39条 近隣に居住する複数の会員で班を構成する。
- 2 班は、各街区毎に構成することを基本とする。ただし、次条に定める役割を遂行する ためにより適切な単位で構成することは妨げられない。
- 3 新たに班を構成する場合又は班を合併する場合は、役員会の承認を得る。

(班の権能)

- 第40条 班は、次の役割を担う。
 - (1) 班長の選出
 - (2) 班を構成する会員(以下「班員」という。)間の連絡・調整
- 2 班員は、本会の円滑で適切な活動に資するため、互いに協力する。

(班長の職務)

- 第41条 班長は、班員の意思に従って班を代表する。
- 2 班長は、本会と班員との、及び班員相互の連絡・調整に関する業務を担う。

第7章 連絡協議会

(連絡協議会)

第42条 役員、第47条に定める委員会の長、第39条に定める班の班長並びに役員会で認めた会員及び替助会員をもって連絡協議会を構成する。

(連絡協議会の目的)

- 第43条 連絡協議会は、総会の議決を要しない会務の執行にかかる事項に関して連絡・協議することにより、会員相互の及び会員と賛助会員との情報共有を密にし、もって本会の円滑で適切な活動に資することを目的とする。
- 2 役員は、会務の執行にあたっては、適宜連絡協議会を開催し、そこでの意見を尊重しなければならない。

(連絡協議会の招集)

第44条 連絡協議会は、半期毎に開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

(連絡協議会の議長)

第45条 連絡協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(連絡協議会の権能)

- 第46条 第43条に定める連絡・協議のうち、特に次に掲げる事項については、連絡協議会において全班長の過半数の同意を得なければ、役員会はこれを執行できない。
 - (1) 第17条第5号に定める役員の解任案

第8章 委員会

(委員会)

- 第47条 本会に、役員会の承認をもって必要に応じて委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、役員会から委任された特定の業務又は事業について審議及び推進の主体となる。

(委員会の構成)

- 第48条 委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 2 委員会の委員長は、役員会の承認に基づき、会員のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員会の委員は、役員会の承認に基づき、会員のうちから会長が委嘱する。

(委員会の活動)

- 第49条 委員会は、役員会の監督のもとで活動する。
- 2 委員長は、役員会の求めがあったときは、委員会の活動について役員会で報告しなければならない。
- 3 委員会の活動については、総会の報告事項とする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第50条 次の各号に掲げるものは、本会の資産とする。
 - (1) 財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) 寄付を受けた金銭、物品等
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第51条 本会の資産は、役員会が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

- 第52条 本会の資産を処分し、又は担保に供するときは、総会の決議によらなければならない。
- 2 本会の資産のうち特に総会で定めるものを処分し、又は担保に供するときは、事前に 総会において出席した会員の3分の2以上の議決を要する。

(会費の徴収)

- 第53条 会費の徴収は、別に定める方法による。
- 2 会費は原則、日本円によるものとし、特段の事情のない限り代物弁済及び労役弁済は 認めない。

(経費の支弁)

第54条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第55条 本会の事業計画及び予算は、会計年度毎に、役員会が作成し、総会の議決を経 なければならない。これを変更するときも同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、 役員会は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収 入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第56条 本会の事業報告及び決算は、役員会が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第57条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第58条 この規約は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

- 第59条 本会は、総会の決議により解散する。
- 2 前項の解散の決議は、全会員の4分の3以上によって議決されなければならない。

(残余財産の処分)

第60条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の 承認を得て処分するものとする。

第11章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第61条 本会の事務所には、規約、会員名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する 帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなけれ ばならない。

- 2 前項で定める議事録、収支に関する帳簿及び財産目録等資産の状況を示す書類は、5 年間は保存する。
- 3 会員は、第1項で定める帳簿及び書類を閲覧する権利を有する。
- 4 会長は、前項の規定に基づき会員からの請求があったときは、正当な理由なくこれを 拒んではならない。
- 5 前項の請求にかかる帳簿又は書類のうち、個人情報については、事前に閲覧の同意を 得ているもののほかは、会員の生命、身体又は財産の保護等のために真に必要な場合を 除いては、閲覧させない

(個人情報の取り扱い)

- 第62条 会員及び賛助会員は、本会の活動で取得した他の会員の個人情報を、会員相互 の連絡をする場合又は会員の生命、身体又は財産の保護等のために真に必要な場合を除 いては、利用、提供、開示等してはならない。
- 2 賛助会員には、役員を除く会員の個人情報は提供しない。

(意見の聴取)

第63条 役員は、第43条の規定にかかわらず、職務の執行にあたり当然に他の会員等 に意見を求めることができるものとする。

(委任)

第64条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成23年10月2日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第52条の規定にかかわらず、設立総会に おいて定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。なお、設立準備に要した経費は、設立初年度の支出に算入する。
- 4 本会の名称、区域、組織等については、本会の全域が特定土地区画整理事業地内にあり平成25年度末に予定されている換地処分をもって新たな町名町界及び地番が付されることになることに鑑みて、適宜見直すものとする。

改正履歴

平成27年4月19日 独立行政法人都市再生機構による越谷レイクタウン特定土地区画整理事業が平成26年11月14日の換地処分公告をもって完了し、平成26年11月15日から本会全域の住所表示が変更されたことを受け、第4条の区域の規定を、附則第4項の規定に基づき見直し。